

## 倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成27年4月8日(水)午前10時00分から午前10時40分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(17人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 3番 千田 甚治 委員 4番 山地 康弘 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員

11番 原田 龍五 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(1人)

2番 柿本 太志 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 11番 原田 龍五 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り止めについて

報告第 6 号 農地法第 4 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 小橋 敏光 主任 日下部 啓司 主任 坂本 和司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 池原次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
<p>小野農地 部会長 (以下 「議長」)</p>	<p>ただ今から、平成27年4月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(17)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させて頂きますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは(10)番(難波 朋裕)委員と(11)番(原田 龍五)委員をお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小橋主幹と小林主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて13件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が1件、所有権移転</p>

が11件です。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

**【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】**

1頁1番につきましては、前回保留の案件です。申請時に書類不備がありました。が、今回書類も整ったため東地区協議会でご審議いただき、許可とのことでした。

1頁5番及び2頁12番につきましては、農業生産法人以外の法人であり、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人からの申請です。

障がい者の自立支援・就労支援を目的として農業実習を行わせるための農地の貸借であり、農地法第3条第2項第1号、第2号及び第4号に該当し、農作業に従事する者の状況から効率的に利用して耕作が行えるとはいえず、また年間150日以上農作業に常時従事するとはみこまれないが、就労支援を目的とした実習農地であり、障がい者が自立した日常生活を地域社会において営む手助けとなるよう指導する業務の運営に必要であると判断し、農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するものであり許可が相当と判断しました。

また、1頁9番及び2頁10番につきましては、4月3日に申請人より取下げがありました。

その他、2番から4番、6番から8番、11番及び13番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1頁9番及び2頁10番は取下げ、1頁5番及び2頁12番は農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するので許可とし、1番から4番、6番から8番、11番及び13番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁13番までの計13件の内、9番、10番は取り下げ、5番、12番は、農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するので許可とし、残り9件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可

各委員	<p>とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁13番までの計13件の内、9番、10番は取り下げ。残り11件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p><b>【議案第2号、1番から2番について調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>1番、2番の2件ですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から2番までの計2件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番から2番までの計2件は、許可と決定いたします。なお、許可とした2件につきましては、4月28日開催予定の岡山県農業会議 常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に6件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p><b>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>1番から6番までの6件ですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から6番までの計6件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p><b>【 異議なしの声あり 】</b></p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から6番までの計6件は、許可と決定いたします。なお、許可とした6件につきましては、4月28日開催予定の岡山県農業会議 常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p>

<p>事務局 則本主任</p>	<p>次に、5頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に1件の申請がありました。前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、双方の主張と事実関係を元に協議が必要のため保留との事ございました。</p> <p>今回、処分理由の原案を作成し倉敷南地区協議会でご検討いただきました。処分内容に問題はないとのご意見でしたが、県及び関係機関と協議する必要があるため保留とのご意見でした。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第4号の1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということですから、議案第4号の1番は保留とします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、中桐委員さんと山地委員さんと原田委員さんに関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(中桐委員 山地委員 原田委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から16頁</p>

	<p>にかけて97件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借20件、使用貸借77件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が50件、更新切れを含む新規が47件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが4件、農地利用集積円滑化団体によるものが13件、農業生産法人によるものが8件、個人によるものが72件です。</p> <p>面積は198,151㎡です。(そのうち農地中間管理機構によるものは、使用貸借4件で、面積は12,403㎡です。)</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、97件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は6頁1番から16頁97番までの計97件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、6頁1番から16頁97番までの計97件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんと山地委員さんと原田委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 山地委員 原田委員 入室)</p>

議 長	<p>中桐委員さんと山地委員さんと原田委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は、6頁1番から16頁97番までの計97件は、承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、17頁をお開きください。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。17頁をご覧ください。南地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は水島東川町で、東川町公園の西約40mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地福田町浦田2460番3、2460番8は、自宅の北約1.4kmに位置する南北に続き地の畑です。通作距離も問題なく、被相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は被相続人の死亡の日の翌日から起算して10ヶ月以内に農業経営を開始し、引き続き経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、17頁1番は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号は承認されました。</p>

<p>事務局 坂本主任</p>	<p>次に18頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>22頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>25頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>35頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>36頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り止めについて</p> <p>37頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>18頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、18頁から21頁にかけて22件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に22頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、22頁から24頁にかけて23件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に25頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から34頁にかけて58件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に35頁をお開きください。</p>
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、35頁に5件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第3条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、36頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p> <p>次に37頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、37頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成27年5月12日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切にご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p>

次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、  
よろしくお願いたします  
これにて、散会いたします。  
(閉会 午前10時40分)

農業委員会部会会議規則第 11 条第 2 項の規定により署名・押印をする。

平成 27 年 4 月 8 日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員